

第5期加西市障害福祉計画
第1期加西市障害児福祉計画
【概要版】

平成30年3月

加 西 市

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

①すべての加西市民が共に暮らせる共生社会の実現

社会教育や広報活動の拡充や関係機関との連携を強化しながら、障がい者への理解を深める活動の充実を図ります。

②障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者が障がいの種別や特性にとらわれず、福祉サービスや社会資源を活用し、自らの意思で暮らしたい場所を決め、自分らしい暮らしを築くことができる支援を目指します。

③長期入院や入所施設からの退院・退所に対する支援

退院や退所を希望する人たちが、自分に合った暮らしの構築と継続が実現できるように、相談支援、就労支援、自立訓練、生活介護等福祉サービスの整備を図るとともに、加西市全体で障がい者の生活を支援する体制の構築に努めます。

④障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育ちを支援します。児童及びその家族に対し、健診等により障がいの疑いがあると診断された段階から身近な地域で支援できる体制を整備するとともに、ライフサイクルに応じて関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。また、障がい児支援を通じて地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(2) 国の基本指針に基づく考え方

市町村障害福祉計画は、国が定める「基本指針」に則して策定するものとされています。第5期障害福祉計画の基本指針において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次のとおりとなっています。

①成果目標に関する事項

市町村障害福祉計画では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、「成果目標」及び「活動指標」として目標を設定します。計画で設定する「成果目標」は次のとおりです。

- ・施設入所者の退所促進と個々にあった地域での暮らしの構築【目標変更】
- ・障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】
- ・障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備【継続】
- ・福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行・継続支援）から一般就労への移行等【整理・拡充】
- ・障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

②障がい児支援体制の整備

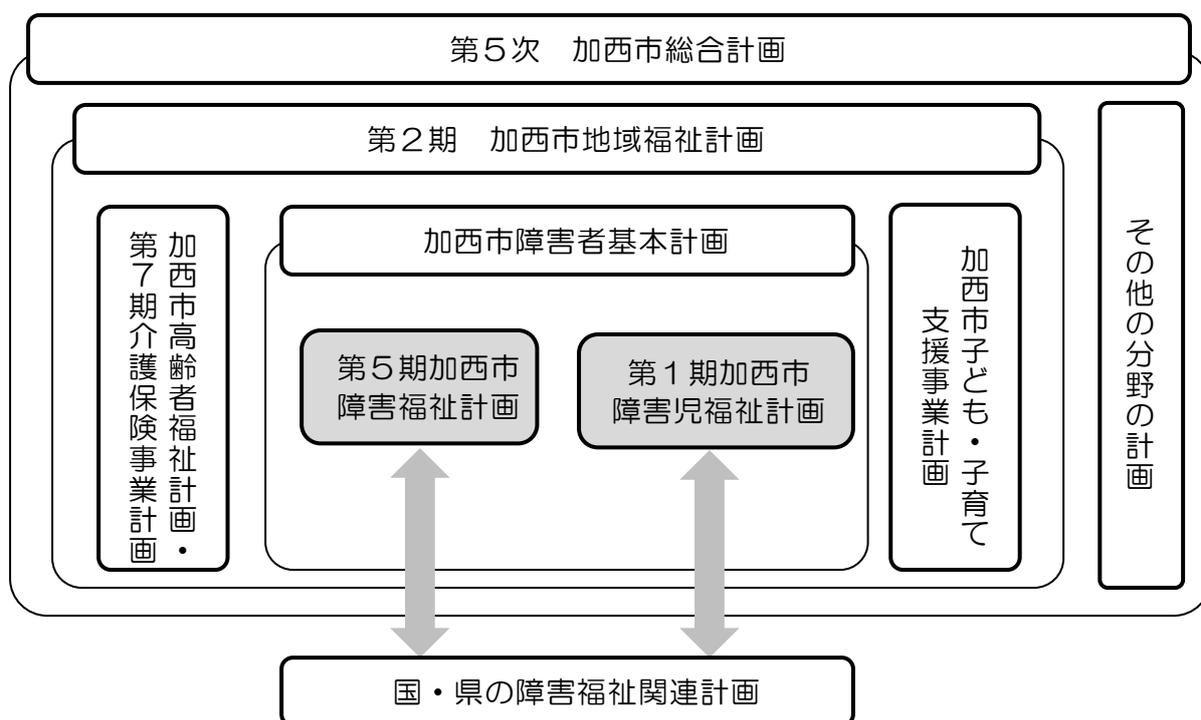
市町村障害福祉計画においては、障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援の整備についても障害福祉計画に定めるよう努めることとされています。

(3) 計画の位置づけ

第5期加西市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を定める計画です。

第1期加西市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、児童福祉法に規定する障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める計画です。

また、本計画は、上位計画である「第5次加西市総合計画」や「第2期加西市地域福祉計画」、「加西市障害者基本計画」との整合性を図り、個別計画である「加西市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」、「加西市子ども・子育て支援事業計画」及び、その他の関連計画等とも関連するとともに、県の障害者福祉計画とも関連しつつ策定するものです。



(4) 計画の対象期間

- 「第5期加西市障害福祉計画」及び「第1期加西市障害児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間とします。
- 本計画において設定する「成果目標」と「活動指標」については年1回、進捗状況の分析・評価を行います。また、必要に応じて、障害福祉計画・障害児福祉計画の変更や事業の見直しを行います。

2 成果目標

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、「成果目標」及び「活動指標」を設定します。本計画の「成果目標」は次のとおりです。

(1) 施設入所者の退所と地域生活の構築

実 績	国・県の指針	成果目標
平成 28 年度末時点の 施設入所者数 60 人	9%以上の退所 を目指す	平成 32 年度末の地域移行者数 6 人
	2%以上の削減 を目指す	平成 32 年度末の施設入所者数の削減数 2 人

(2) 障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針の「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」を踏まえ、平成 32 年度末までに、協議の場を設けることを目標として設定します。

地域の福祉サービス等の整備を図ることにより、長期入院精神障がい者のうち一定数の方は地域での生活が可能になることから、必要なサービス量を目標値として設定します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移行人数（人）	3	7	13
訪問系サービス（人日）	15	60	120
日中活動系サービス（人日）	38	61	99
居住系サービス（人）	0	1	2

※数値は 1 か月当たりの利用人員

(3) 地域生活支援拠点等の整備

実 績	国の指針	成果目標
市内の地域生活支援 拠点数の整備数 0 か所	各市町村（または各 圏域）に少なくとも 1 つ整備	平成 32 年度末までの地域生活支援 拠点数の整備数 1 か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

実 績	国の指針	成果目標
平成 28 年度の 一般就労への移行者 1 人	1.5 倍以上を目指す	平成 32 年度中の一般就労への 移行者数 3 人
平成 28 年度末における 就労移行支援事業利用者 7 人	2 割以上の増加を目 指す	平成 32 年度末の就労移行支援事業 利用者数 9 人
平成 28 年度末の就労移行 率 3 割以上の事業所 1 か所	5 割以上を目指す	平成 32 年度末の就労移行率が 3 割 以上の事業所 1 か所 / 100%
—	1 年後の職場定着率 80%以上を目指す	各年度における就労定着支援事業に よる支援を開始した時点から 1 年後 の職場定着率 80%

3 障害福祉サービス（活動指標の見込み値）

(1) 訪問系サービス

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護	人	46	47	48
	時間	766	775	780
重度訪問介護	人	0	0	1
	時間	0	0	20
同行援護	人	7	7	7
	時間	55	55	55
行動援護	人	4	4	4
	時間	60	60	60

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

【見込み量確保のための方策】

- 利用者のニーズに対して、提供体制が多少不足している状況がみられます。今後の新規利用にスムーズに対応できるよう、事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする新規事業者の参入促進を図ります。
- 障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るようサービス提供事業所への働きかけ、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人	148	150	153
	人日	2,900	2,920	2,940
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	人	2	5	10
	人日	20	50	100
就労移行支援	人	8	8	9
	人日	120	120	135
就労継続支援（A型）	人	45	46	47
	人日	860	870	880
就労継続支援（B型）	人	97	98	100
	人日	1,780	1,810	1,850
就労定着支援	人	0	1	1
療養介護	人	10	10	10

福祉型短期入所	人	35	36	37
	人日	281	286	290
医療型短期入所	人	5	5	5
	人日	17	20	20

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

【見込み量確保のための方策】

- 特別支援学校の卒業生が、身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、特別支援学校、相談支援事業者や地域の関係機関との連携を強化し、卒業生の適切なサービス利用計画の作成に努めます。
- 利用者が増加傾向にある生活介護の利用枠の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。
- 長期入院者が退院し、自分らしい生活をおくるために必要な訓練を実施する生活訓練事業は、地域移行を推進する上でも重要であり、事業の確保を図ります。
- 一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、就労移行支援事業の充実を図るとともに、相談支援事業者や障害者就業・生活支援センター等を活用し、適切なサービスを利用することで就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
- 就労系事業所と連携し、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習の確保に努めます。
- 利用者が増加傾向にある就労継続支援B型の利用枠の確保とサービス提供体制の充実を図るため、関係機関への働きかけを行うとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。
- 地域活動支援センターが、障害福祉サービス事業等への移行を希望する場合、その事業者に対し必要な支援を行い、日中活動の場の整備に努めます。
- 日中活動系サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービス提供体制の充実を図るとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自立生活援助	人	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	22	24	26
施設入所支援	人	59	59	58

※数値は1か月当たりの利用人員

【見込み量確保のための方策】

- 入所・入院中の障がいのある人が退所・退院して自分らしい暮らしを実現するた

めには、共同生活援助（グループホーム）等多くの支援が必要になります。退所者・退院者の状況を把握し、さまざまなニーズに応えられる支援体制を計画的に推進します。

- 共同生活援助（グループホーム）の充実を図るため事業者への働きかけ、利用者のニーズに応じた居住の場の確保を図ります。
- 施設入所支援については、計画相談の質を高め、施設からの退所を促進するとともに、セーフティネット機能を活用した緊急一時保護（虐待を含む）、家族等のレスパイトケアとしての短期入所、24時間にわたる包括的支援による重度高齢者への対応などを考慮した見込み量に向けた取組を進めます。
- 高齢者と障害者が同一事業所でサービスを利用できる共生型サービスの参入に向けた取組を検討します。
- 重度の障がい者に対応した日中サービス支援型共同生活援助については、今後の利用動向を見定めたいえ対応します。

（４） 相談支援

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	人	71	73	76
地域移行支援	人	2	4	6
地域定着支援	人	1	1	1

※計画相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

※地域移行支援、地域定着支援は1年間の利用人員

【見込み量確保のための方策】

- 障害福祉サービス等の利用を希望する障がいのある人に対し、適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス利用計画を作成する相談支援専門員の質と量の拡充を図ります。
- 施設又は入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行の促進を図ります。



4 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業／有無	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

○これまで、パンフレット等による広報や「みんなの福祉フェスタ」（毎年3月に実施）など継続的に取り組んでおりますが、引き続き障がいのある人等の理解に向けて、これまで実施してきた多様な事業を組み合わせ、有効な形で展開を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自発的活動支援事業／有無	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

○引き続き障がいのある人等をはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取組の促進を図ります。

(3) 相談支援事業

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業／か所	1	1	1
基幹相談支援センター／有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業／有無	有	有	有
住宅入居等支援事業／有無	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

○平成29年度より基幹相談支援センターとしての機能を有しており、引き続き障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じた一貫した支援を受けられる相談支援体制の構築に向け、地域自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組めます。

- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がいのある人の支援として、入居契約手続きや生活上の課題解決に向けたサポートをする体制の充実を図ります。
- 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害者虐待防止センター（相談窓口）としての機能を果たすとともに、地域における関係機関等の協力体制の整備及び支援体制の強化を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援事業	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業 ／有無	無	無	無

※数値は年間の利用人数

【見込み量確保のための方策】

- 継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障がいのある人の必要な援助として権利擁護の取組を進めていきます。
- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、計画最終年度からの実施を図ります。
- 成年後見制度の認識を広げるための広報・啓発活動を進めていきます。

(5) 意思疎通支援事業

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	人	180	180	180
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

※数値は年間の延べ利用人数

【見込み量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、実績の動向を踏まえ、現状の体制を確保しつつサービスの提供に努めます。手話通訳者派遣事業にあわせ、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない人への対応力も含め、情報バリアフリーの環境づくりを図ります。
- 設置した手話通訳者の体制を維持するとともに、市が主催する大規模な講演等で、聴覚障がいのある人が参加しやすいよう、手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
合計（給付等見込件数）	件	854	854	854
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7
排泄管理支援用具	件	830	830	830
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1

※数値は年間量

【見込み量確保のための方策】

- 利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	人	12	12	12

※数値は年間の養成研修修了者数

【見込み量確保のための方策】

- 関係機関と連携して、手話通訳者や要約筆記者の養成講習を実施し、手話通訳及び要約筆記に従事できる人材の確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実利用者数	人	37	39	40
利用時間数	時間	3,210	3,230	3,240

※数値は年間量

【見込み量確保のための方策】

- 利用ニーズの増加に対応し、サービス提供事業者の体制の充実とサービスの質の向上を図ります。
- 障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るようサービス提供事業所への働きかけ、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。

(9) 地域活動支援センター

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実利用者数	人	33	35	36
箇所数	箇所	2	2	2

※数値は年間量

【見込み量確保のための方策】

- 平成 29 年度より 3 か所から 2 か所に減少し、サービス提供体制が不足傾向にあります。今後の新規利用者にスムーズに対応できるよう、事業者に対して広く情報提供を行うなど、新規事業者の参入促進を図ります。
- 障がいのある人の自立、社会参加を図るため、地域活動支援センターの周知や利用促進を図ります。

(10) その他の事業・任意事業

サービス種別			平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴 サービス事業	月平均利用者数	人	1	2	2
	箇所	箇所	2	2	2
日中一時支援 事業	月平均利用者数	人	52	54	55
	箇所	箇所	2	2	2
レクリエーション 活動等支援事業	利用者延人数	人	170	165	160
	事業数	事業	1	1	1
点字・声の広報等 発行事業	利用者実人数	人	15	15	15
その他社会参加 支援事業	事業数	事業	7	7	7

※数値は年間量

【見込み量確保のための方策】

- 訪問入浴については、在宅の重度身体障がいのある人の地域生活を支援するため、必要なサービス提供を行えるよう努めます。
- 日中一時支援事業については、平成 27 年から延べ利用日数は大きく増加しております。サービスの適切な利用と質の向上を図ります。
- その他の事業につきましても、概ね現状維持を想定しながら事業を展開し、障がいのある人の適正な社会参加が図れるよう、広報やホームページ等を活用して周知を図ります。

5 障害児支援事業

(1) 障害児支援サービス

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	人	11	12	15
	人日	50	57	70
医療型児童発達支援	人	10	12	12
	人日	54	62	62
放課後等デイサービス	人	48	53	57
	人日	430	500	580
保育所等訪問支援	人	0	1	1
	人日	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1
	人日	0	0	2

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

【見込み量確保のための方策】

- 身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を確保するため整備に努めます。

(2) 障害児相談支援

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害児相談支援	人	15	17	20

※1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

【見込み量確保のための方策】

- 障害児相談支援事業者と連携し、サービスの提供を進めていきます。

(3) コーディネーターの配置

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	1	1

(4) 教育と福祉の協議の場の設置（県独自項目）

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
教育と福祉の協議の場の設置	有	有	有

(5) 障がい児の相談窓口の設置（県独自項目）

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障がい児の相談窓口の設置	有	有	有



■各サービスの解説

訪問系サービス	
居宅介護	自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障がい者に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障がい者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
日中活動系サービス	
生活介護	常時介護が必要な障がい者で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供等のサービスを行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的・精神障がい者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴・排せつ・食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がい者が対象となります。 事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労後における職場定着のために必要な訓練、指導等のサービスを行います。
就労継続支援 （A型）	一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援 （B型）	企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結び付かなかった障がい者が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を要する方が対象となります。 主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを行います。
短期入所 （福祉型、医療型）	介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に入浴・排せつ・食事等の介護等のサービスを行います。 福祉型は、障害者支援施設等において、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設にサービスを行います。

居住系サービス	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを行います。(共同生活援助は訓練等給付に含まれます。)
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴・排せつ・食事等の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を行います。
相談支援	
計画相談支援 (サービス等 利用計画作成)	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。
地域生活支援事業	
理解促進研修・ 啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動 支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成等、地域において自発的に行われる活動を支援します。
障害者相談 支援事業	障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援 センター	身体・知的・精神障がい者の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等 支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等を行います。
成年後見制度 利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者が、本人の意思により成年後見審判(法定後見)の申立を行う場合、申立に要する費用を助成します。
成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図ります。
意思疎通支援 事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。

日常生活用具 給付等事業	在宅で生活している重度の障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。
手話奉仕員養成 研修事業	手話奉仕員や手話通訳者、要約筆記者の養成を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出（通院は除く）や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動 支援センター	地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援等を行います。
その他の事業・任意事業	
訪問入浴 サービス事業	在宅で生活している重度の身体障がいのある人で、その住居の浴槽では家族やヘルパーの介助をもって入浴が困難な人を対象に、入浴車で居宅を訪問し浴槽を居室に搬入して行う「訪問入浴サービス」や、訪問入浴サービスでの対応も難しい人を対象に特殊浴槽のある施設で行う「施設入浴サービス」を実施します。
日中一時 支援事業	障がいのある中学生・高校生の放課後における活動の場や障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、市内の障害者福祉施設で、日中における見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。
レクリエーション 活動等支援事業	障がい者（障がい児）のスポーツ大会を開催します。
点字・声の広報等 発行事業	朗読ボランティアによる障がい者（障がい児）のために朗読を行います。
社会参加 支援事業	事業所や団体が、得意とする活動を行いながら、障がい者（障がい児）の社会参加を促進します。
障害児支援	
児童発達支援	就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型 児童発達支援	就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等 訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設等を訪問し、集団生活への適應のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出が著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

第5期加西市障害福祉計画・第1期加西市障害児福祉計画【概要版】

発行年月：平成30年3月 発行：加西市 編集：加西市健康福祉部地域福祉課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

TEL：0790-42-8725 FAX：0790-43-1801
